

債務保証委託申込書

下記借入金について、NEDO技術開発機構の債務保証を願いたく、申込みいたします。
なお、保証していただいた上は、NEDO技術開発機構の特定事業活動促進等債務保証規程その他保証条件を遵守し、債務弁済の義務を履行します。

記

借入内容・条件等	フリガナ 称号(氏名)	-----
	借入金額	
	借入形式	証書貸付
	返済方法	元金均等 平成 年 月 日から 年 6ヶ月毎に 円
	担保条件	
	金利	
	期間又は期限	
	資金用途	

借入予定日	
借入金融機関	

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

保証委託申込者
住 所
称号(氏名) 印

連帯保証人
住 所
称号(氏名) 印

連帯保証人
住 所
称号(氏名) 印

債 務 保 証 依 頼 書

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

銀行名

代表者名

印

下記の申込について、債務保証を依頼します。

融 資 内 容 ・ 条 件 等	フリガナ 称号(氏名)	-----
	融 資 金 額	
	融 資 形 式	証書貸付
	返 済 方 法	元金均等 平成 年 月 日から 年 6ヶ月毎に 円
	担 保 条 件	
	金 利	
	期間又は期限	
	フリガナ 連帯保証人氏名	-----

調 査 ・ 審 査 意 見 書

金融機関名 ()

作成者 所属
役職・氏名
電話番号
F A X 番号

印

		月 日現在の残高 (取引開始：預金 年 月 / 融資 年 月)				担 保 状 況					
当 店 と の 取 引 状 況	預 金	固 定 制	定 期	千円	融 資	手形貸付	千円	内、保証付	千円	根抵当権 (極度額)	千円
			積 立							抵当権 (債権残高)	千円
		そ の 他		証書貸付		千円	内、保証付	千円	預金担保	千円	
	普 通		合 計				その他				
	当 座										
	合 計										
預金口座番号		1 当座	2 普通	()							

金 融 機 関 所 見	(会社概要・最近の業況)
	(財務損益)
	(資金使途の妥当性)
	(償還能力)
	(連帯保証人)

償 還 能 力 審 査 表 (その1) 収支・償還見込

(単位：百万円)

項 目	計算方法	直近決算期	今後3年間の収支計画				同 左 (査 定)		
		/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
売 上 高	A								
原価・一般管理費	B								
営 業 利 益	C=A-B								
営 業 外 損 益	D								
(うち支払利息)	(d)	()	()	()	()	()	()	()	()
税 引 前 利 益	E=C+D								
税 引 後 利 益	F								
配 当 ・ 賞 与	G								
償 却	H								
償 還 原 資	I=F-G+H								
売 上 高									
売 上 高 内 訳									
従 業 者 数									

査 定 意 見	
---------	--

(様式第 2 - 4)

償 還 能 力 審 査 表 (その 2) 連 帯 保 証 人 調 書

平成 年 月 日 現在

氏 名				
住 所				
職 業				
資 産	預 貯 金			百万円
	有 価 証 券			百万円
	土 地			百万円
	建 物			百万円
	そ の 他			
	合 計 (A)			
負 債	借 入 金			百万円
				百万円
	そ の 他			百万円
	合 計 (B)			
正 味 資 産 (A) (B)				
税 込 年 収				
備 考				
符 号	不 動 産 の 表 示			
	所 在 地	種 類	面 積	時 価 (百万円)
1				
2				
3				
符 号	担 保 設 定 状 況 (順 位 、 根 / 抵 別 、 設 定 額 、 債 権 者 、 債 務 者 等)			
	1			
2				
3				

(様式第 3)

保証承諾番号
平成年月日

債 務 保 証 承 諾 書

(委託申込者)

殿

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 印

平成 年 月 日付で、債務保証の委託の申込みのあった件に
ついては、(金融機関名)からの金 円
の借入について、下記の条件にて保証を承諾いたします。

ただし、平成 年 月 日までに貸付が実行されないときは、こ
の保証を取り消すことがありますので申し添えます。

記

以 上

(様式第 4)

保証番号
平成年月日

債務保証書

(金融機関)

殿

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 印

平成 年 月 日付で、債務保証依頼のあった件については、
(委託申込者名) 殿に対する金 円
の貸付について、下記の条件にて保証いたします。

ただし、平成 年 月 日までに貸付が実行されないときは、この保証を取り消すことがありますので申し添えます。

記

以上

平成 年 月 日

債 務 保 証 拒 絶 書

(委 託 申 込 者)

殿

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長

印

平成 年 月 日 付けで、債務保証の委託申込みのあった件については、審査の結果遺憾ながら貴意にそい得ないこととなりましたので、通知いたします。

平成 年 月 日

債 務 保 証 拒 絶 書

(金融機関)

殿

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長

印

平成 年 月 日付で、債務保証依頼のあった件については、
審査の結果遺憾ながら貴意にそい得ないこととなりましたので、通知いた
します。

(様式第6)

債務保証委託契約証書

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲が乙の借入債務の保証を行うことについて、以下のとおり契約を締結する。

(保証の対象となる債務)

第1条 甲が行う資金の貸入れの債務に係る保証(以下「債務保証」という。)の対象となる債務は、次に掲げる資金であって、乙の 銀行(以下「金融機関」という。)からの借入金及びこれに付帯する債務の90パーセントとする。

- 一 元 本 金 円也
- 二 使 途 に要する資金
- 三 最終弁済期日 平成 年 月 日
- 四 弁 済 方 法
- 五 利 率 年 パーセント(年365日の日割計算)
- 六 利息支払の時期・及び方法

2 前項の債務は、乙が金融機関から次の各号に適合する貸付を受けることによって負担するものとする。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

- 一 資金の貸付が、甲の保証の引受けによって新規に行われるものであること。
- 二 資金の貸付が、証書貸付けによって行われるものであること。

(債務保証の成立)

第2条 甲が引き受ける債務の保証は、債務保証の申込みにつき、甲がその保証引受けを決定し、債務保証契約証書により、乙に資金の貸付を行った金融機関と債務保証に関する契約を締結することにより成立するものとする。

2 乙及びこの債務保証委託契約に基づく甲に対する乙の連帯保証人は、前項の規定に基づき甲が引き受ける債務の保証について異議を申し立てないものとする。

(報告の徴収等)

第3条 乙は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

- 一 その保証の貸付契約の締結及び貸付金の交付が行われたとき。
- 二 乙が金融機関に対して元利金等の支払を行ったとき、又は遅滞したとき。
- 三 被保証債務の条件等の変更が行われたとき。
- 四 期限の利益を喪失したため、金融機関から被保証債務の弁済の請求を受けたとき。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務及び財産の状況並びに債務の履行のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

(通知の義務等)

第4条 乙が次の各号の一に該当するときは、乙又は連帯保証人は、直ちにこれを甲に報告するものとする。

- 一 乙が法又はこの債務保証委託契約若しくは甲の保証に係る借入れに関し金融機関との間の締結した約定に違反し、又はこれらの各条項に基づく義務の履行につき不信行為があったとき。
- 二 乙に対する差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立又は公租公課に係る滞納処分があったとき。

- 三 乙が支払停止を受け、又は乙に対する破産、和議、会社整理若しくは会社更正の申立があったとき。
 - 四 乙の振出し、引受け、保証、若しくは裏書した手形又は小切手につき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 五 乙が解散したとき。
 - 六 乙が事業の全部又は一部を停止し、又は停止せしめられたとき。
 - 七 乙が金融機関に対する元利金の支払い又はその他の債務の履行を遅滞したとき。
 - 八 第2号から前号までの各号に掲げる場合のほか、乙の資産又は事業に重大な変更を生じたとき。
- 2 前項各号に掲げる場合において、甲は、乙に対しその保証債務の履行につき指示し、又は必要な措置をとることができるものとし、乙又は連帯保証人はその指示に従い、甲の措置につき異議の申立をしないものとする。

(担保の提供)

第5条 乙は、甲が担保の提供を要求したときは、直ちに、これを応諾するものとする。

(被保証債務の条件の変更)

- 第6条 乙が被保証債務の条件その他の事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲に保証条件変更願書により申出をするものとする。
- 2 甲は、乙から前項の申出を受けたときは、遅滞なく、これを審査し、諾否を決定して、乙にその旨を通知するものとする。
 - 3 連帯保証人は、甲が乙の申出に基づいて行う前項の条件等の変更に関する措置につき異議の申立をせず、かつ、後日に至りこれを理由として自己の債務履行につき、異議の申立をしないものとする。

(連帯保証人の変更等)

- 第7条 乙は、甲が特に必要と認めて、連帯保証人の追加又はこれらの変更を要求したときは、直ちに、これを応諾するものとする。
- 2 乙は、連帯保証人の変更をしようとするときは、あらかじめ、甲に申し出てその承認を受けるものとする。

(保証料の納付)

- 第8条 乙は、被保証債務の元本額に対して年0.2パーセントの割合による保証料を甲に支払うものとする。
- 2 前項の保証料の徴収に関する事務は、甲が金融機関に委託して行うものとする。

(保証料に係る損害金)

- 第9条 乙は、保証料の納付を怠ったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じて14.5パーセント(1年365日の日割計算とする。)の割合による損害金を甲に支払うものとする。
- 2 前項の損害金は、金融機関を経由して納付するものとする。

(保証債務の履行)

- 第10条 甲は、甲が保証した債務について、その最終弁済期日において乙の債務不履行があった場合、又は金融機関が乙の期限の利益を失わせた場合において、金融機関から当該債務保証の履行に関する請求があったときは、当該保証債務を履行するものとし、乙及び連帯保証人は、甲の保証債務の履行について異議の申立をしないものとする。
- 2 前項の規定により、甲が履行すべき保証債務の範囲は、被保証債務の元本及びこれに付帯する債務の90パーセントとする。
 - 3 甲は、第1項の規定により保証債務を履行したときは、その弁済した金額に相当する求償権を取

得するものとし、その旨を遅滞なく、乙及び連帯保証人に通知するものとする。

- 4 甲は、前項の規定により求償権を取得したときは、当該求償権に係る部分につき、この債務保証委託契約によるもののほか、金融機関が乙との間に締結した約定に基づき乙に対して有する一切の権利を継承するものとする。
- 5 甲が第3項の規定により求償権を取得したときは、乙及び連帯保証人は、甲に対して速やかに当該求償権に係る債務の弁済を行うものとする。
- 6 乙が前項の弁済を怠ったときは、乙及び連帯保証人は、甲が当該債務を履行した翌日から弁済すべき金額に対し年14.5パーセントの割合による損害金を甲に支払うものとする。
- 7 甲は、第3項の求償権の行使に関する業務を、原則として金融機関に委託して行うものとし、乙及び保証人は、金融機関が甲に代わって行う債権の保全、取立て等求償権の行使に関する業務に協力しなければならない。
- 8 甲が求償権を取得した後、当該求償権に係る債権の保全、取立て等に要した費用及び立替金については、乙及び連帯保証人がその賠償の責に任ずるものとする。

(担保権の実行等)

- 第11条 甲は、乙及び連帯保証人が前条第5項に規定する甲の求償権に係る債務の弁済を怠ったときは、随意に通知、催告等の手続を経ないで、乙の差し入れた担保物件を処分し、又は乙及び連帯保証人の財産につき差押え、仮差押え、仮処分、その他必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙及び連帯保証人は、甲が行ったこれらの措置に関する方法、時期、価額、弁済の充当の方法その他一切の事項について異議の申立をしないものとする。
- 2 前項の規定により甲の行う措置については、乙及び連帯保証人はいかなる事項についても無償で協力するものとする。
- 3 乙及び連帯保証人は、前項の協力を怠ったことにより甲が被害を被ったときは、直ちに甲に対するその損害の賠償の責に任ずるものとする。

(連帯保証人の義務)

- 第12条 連帯保証人は、この債務保証委託契約を承認し、甲が乙に対し将来取得することがある求償権について乙と連帯し、かつ、連帯保証人相互の間に連帯し、債務の全額につき、その履行の責を負うものとする。

(公正証書)

- 第13条 乙及び連帯保証人は、甲が請求したときは、何時でも公証人に委嘱してこの債務保証委託契約による債務の承認及び強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

(保証の負担部分)

- 第14条 乙及び連帯保証人は、甲がその引き受けた保証につき、被保証債務の弁済については何らの負担部分を有しないことを承認し、連帯保証人がその債務を弁済した場合においてその方法の如何にかかわらず甲に対して求償権を行使し、又は負担部分の主張をしないものとする。

(経営状況の報告)

- 第15条 乙は、甲と常時密接な連絡の保持に務め、次の各号に掲げる事項につき、甲の指示するところに従って甲に報告し、かつ、甲が要求したときは、遅滞なくこれに関する資料を提供するものとする。
 - 一 事業の進捗状況
 - 二 役員の変更その他事業経営に関する重要な事項の変更
 - 三 決算期における資産、負債及び損益の状況
 - 四 その他甲の指示する財産及び事業経営に関する事項

(調査)

- 第16条 甲は、必要と認めるときは、何時でも乙の承認を得てその財産、書類、帳簿その他の資料

を調査することができるものとする。この場合において、乙は甲から調査に関する承認を求められたときは、直ちに、これを応諾し、甲の調査に協力するものとする。

- 一 事業の進捗状況
- 二 役員の変更その他事業経営に関する重要な事項の変更
- 三 決算期における資産、負債及び損益の状況
- 四 その他甲の指示する財産及び事業経営に関する事項

(訴訟の管轄)

第 17 条 この債務保証委託契約に関する訴訟については、全て神奈川県川崎市を管轄裁判所とする。

(証書作成等の費用の負担)

第 18 条 この証書の作成、登記その他この債務保証委託契約に関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

- 2 甲が権利保全のため乙に代わって前項の費用の立替払いをしたときは、乙は、甲が支払った金額につき、年 14 . 5 パーセント (1 年 3 6 5 日の日割計算とする。) に当たる損害金を付して甲に弁済するものとする。この債務保証委託契約を証するため、証書正本 1 通、副本 1 通を作成し、甲は正本を、乙は副本を、それぞれ保有する。

平成 年 月 日

(甲) 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 印

(乙) 住 所
名 称
代表者名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。